

2019年10月1日、**消費税・地方消費税の税率は10%^{*}へ。**
※10%のうち2.2%は地方消費税です。



ポイント1 税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の上げが必要です。

ポイント2 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、子ども・子育て、医療・介護、年金など、子育て世代・現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の実生活に生かされています。



政府広報 消費税 検索

事業者の皆様! 準備はお済みですか?
 2019年10月1日から
消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。
仕入税額控除の方式が変わります!



標準税率 10%と、
・飲食料品(酒類・外食を除く)
 ・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)

に係る**軽減税率 8%**について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

全ての事業者の方に関係があります!
飲食料品等の仕入れがあれば、対応が必要に。

レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となることがあります。

中小企業・小規模事業者等の方向けに
軽減税率対策補助金が拡充されました!

制度についてのお問い合わせ

●**消費税軽減税率電話相談センター** (フリーダイヤル) ☎ 0120-205-553
 受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●**軽減税率対策補助金事務局** (フリーダイヤル) ☎ 0120-398-111
 受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

～ありがとうございます～

ねんりんピック開催にご協賛をいただきました。

令和元年8月1日(木)に、実行委員会会長
 久留米啓史町長から、ねんりんピック開催
 にご協賛をいただいた、株式会社東乃匠 代
 表取締役 東 潤一郎様に感謝状を贈呈しま
 した。

株式会社東乃匠

紀州梅ゼリー180g入 720個



元人権擁護委員 龍田江美さんに 法務大臣から感謝状

令和元年7月8日(月)に、和歌山地方法務局御坊支局にて、平成
 19年4月1日から令和元年6月30日までの長きにわたり人権擁護委員と
 してご活躍されてきました龍田江美さん(田尻)に、御坊人権擁護委員
 協議会 宇藤勝会長の立ち会いのもと、山下貴司法務大臣からの感謝状
 が和歌山地方法務局中村晃治御坊支局長より贈呈されました。

※龍田江美さんは令和元年6月30日に人権擁護委員を退任されました。



令和元年 10月1日 **年金生活者支援給付金制度**が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するた
 めに、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■**高齢基礎年金を受給している方**

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**

以下の要件を満たしている必要があります

- 前年の所得額が約462万円以下である

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』: ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

年金給付金 検索

請求手続きはお早めに!

請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方
 対象となる方には、日本年金機構から請求手続きの
 ご案内が**9月上旬から順次届きます**。同封のはがき
 (年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出して
 ください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
 年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町
 村で請求手続きをしてください。

～おめでとうございます～

祝 白寿

令和元年8月8日(木)に、久留米啓史町
 長が白寿(99歳)を迎えられた花光君子さ
 さん(江川)を訪問し、長寿を祝福しました。

